

本会議から付託された議案1件及び請願2件（平成25年6月定例会の付議事件）を審査するため、平成25年6月12日に総務文教委員会を開催しました。

・議案第55号 平成25年度総社市一般会計補正予算（第2号）

のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

全国瞬時警報システム、通称Jアラートからの情報をメールサーバーに自動で配信するための機器整備及び岡山県からの受託事業である道德教育実践研究事業実施に伴う増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問： 道德教育実践研究事業の対象はどこか。また、どういった事業内容か。

答： 総社南幼稚園を対象に、幼稚園児の段階の道德教育、道德性の芽生えを図るもの。

・請願第1号 近接地への運動場の確保について

～請願内容～

現在の運動場以外に総社西中学校生徒が利用できる別の運動場を近接地に確保すること。

～結果～

「学校環境を整備してほしいとの願いは理解できるが、別の運動場を近接地に確保してほしいという願いをそのまま採択するのは、他の中学校との均衡の問題等、検討すべき問題や影響は極めて大きい」、また「学区の再編や学校新設なども含めて、学校教育環境適正化審議会で審議が進められており、その審議を促進する意味で、趣旨には賛成する」との意見があり、「中学校の運動場に関わる教育環境の改善を求める願意については理解できる」との理由により、採決の結果、全員一致で**趣旨採択**すべきであると決定。

・請願第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・

機能の充実を求める請願書

～請願内容～

1. 憲法第 25 条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかってください
2. 防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかってください
3. 倉敷中央公共職業安定所総社出張所の廃止や移管を行わないよう、国に対して要請してください

～結果～

「国の出先機関の統廃合に伴い、倉敷中央公共職業安定所総社出張所も対象になる恐れがある」との観点からの様々な意見が述べられた。後に、討論に入ったところ、「とりわけ請願項目 3 番の職業安定所総社出張所の存続を求めるため、採択の上、国・県への意見書を提出してほしい」との賛成討論が、また、「請願項目 3 番については賛同できるが、1 番、2 番においてはまだ見えていない」との反対討論があり、採択することについて起立により採決を行ったところ、起立多数で採択すべきであると決定し、関係機関に意見書を提出することとした。

平成 25 年 6 月 12 日に総務文教委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

・中学校の教育環境について

～内容～

4 月 19 日及び 5 月 21 日の所管事務調査に引き続き、市内各中学校の運動場などの教育環境の現状とその対応策について調査を行った。

～質疑～

問： 以前の所管事務調査で市内の中学校の運動場の基準面積について、全ての中学校が基準をクリアしているとの説明を受けたが、小学校で基準面積をクリアしていない学校はあるか。

答： 総社小学校と池田小学校の 2 校が基準面積を下回っている。

問： 市内 4 中学校を比べると、昭和中学校はまた違った意味で配慮していないといけない部分がたくさん見えた。総社東中学校・総社西中学校はほぼ条件が同じ

で、これから数年間の生徒数の推移もあまり変化ないというが、基準面積をクリアしているならば、創意工夫によっては同じことができるはず。できない原因をまず解消していくことが先決と考えるがどうか。

答： 総社東中学校・総社西中学校は実質的な運動場面積はほぼ同じということで、何が違うかということ、総社西中学校ではハンドボール部、総社東中学校ではサッカー部が盛んである。総社東中学校のサッカーでは、サッカーゴールが運動場の隅にあるため、他の授業で支障にならない。その一方、総社西中学校は陸上部との共同使用のため、やむを得ずハンドボールゴールが運動場の中央にあり、これが授業の支障になっていると考える。前回の所管事務調査で指摘をいただいたように、ハンドボールゴールを動かす方法について教育委員会で検討しており、この案を総社西中学校へ投げかけてみる。

問： 運動場の基準面積の算定方法はこうなっているのか。

答： 文部科学省令で定める小学校・中学校の基準面積がある。これは人数によってどの程度の面積が必要になるかということを決めている。例えば、小学校の基準面積では、1人から240人以下が2,400平方メートル、241人から720人以下の場合は、その2,400平方メートルにプラスすることの児童数マイナス240掛ける10。721人以上は7,200平方メートルといった基準になっている。

問： 総社東中学校・総社西中学校の運動場の基準面積はいくらか。

答： 総社東・総社西中学校ともに721人以上いるので、8,400平方メートルとなる。

問： ハンドボールゴールがネックとなっており、これを動かす方法を検討しているとのことだが、動かすことでのメリット・デメリットは何か。

答： メリットは、運動場の中央あたりにあるハンドボールゴールが撤去できれば、運動場の使い方の自由度が上がる。デメリットは、仮に運搬する台車を買って、ハンドボールゴールの素材を軽いアルミ製等のものにすれば、新たな経費が必要となってくるとともに、移動などの作業に先生や生徒の負担が増える。

問： アルミ製のハンドボールゴールは、軽量のため転倒する危険性があるためどのように固定するのか。

答： ハンドボールゴールの固定や運搬について教育委員会で検討した。固定方法は、地中にステンレス製の金具を埋設して、アルミ製のゴールをワンタッチで固定する方法を考えている。

問： ハンドボールゴールは、設置場所以外にも保管場所も固定する必要があるが、その対策はどうか。

答： ハンドボールゴールも様々なタイプがあり、そのなかにはたためるものがある。そうしたタイプのものを購入したいと考えている。

問： 総社東中学校・総社西中学校の隣接地には運動場として購入可能な土地はない。仮に離れたところに土地を求めたとしても、異動時間等がかかり授業が成り立たない。運動場の基準面積をクリアしている両校に附属の土地を増やすよりは、第3の中学校を将来的に考え、両校の生徒数を適正人数に変えていけば、根本的な解決が将来図れるはず。さらに、学区再編成、小中一貫等も含めて研究してはど

うか。

答： 南中学校的なものを考えざるを得ない時期がもうすぐ来るだろうと思う。それとあわせて検討すべき問題であり、もう少し中期的な視野に立って調整を図っていきたい。

・総社市スポーツセンターの清掃管理及び設備維持管理について

～内容～

5月21日に現地視察した総社市スポーツセンターの清掃管理及び設備維持管理の状況について調査を行った。

～質疑～

問： 山手スポーツ広場などで塩化カルシウムを使用しているが、農業用水等に影響が及ばないように配慮はなされているのか。

答： 塩化カルシウム等の調査は行っていない。今後検討していきたい。

問： きびじアリーナ内の便器が黄ばみ、シャワー室はカビ臭がひどい状況になっている。そうした状況を市はどういった方法で指示やチェックを行っているのか。

答： 日々清潔に保つための日常清掃と日頃は手の行き届きにくい箇所の清潔さを保つ定期清掃とを組み合わせるよう指定管理者には指示している。また、チェックは、月に1回指定管理者と会議をして、市に入った情報は伝達しその場で指摘し対応している。

問： 5年前の一般質問で、指定管理者についての評価書を議会に提出する旨の答弁を受けたが、未だ報告を受けていないが、どうなっているのか。

答： そうしたやりとりがあったということで、評価は今後進めていきたい。1年に1回は必ず評価するべきと思う。

問： 北公園陸上競技場の芝生部分の雑草の除草ができていない。また、指定管理者の管理意識が希薄なのか植栽も枯れそうになっているが、どのように管理されているのか。

答： 除草や植栽管理は、指定管理者であるコナミがシルバー人材センターに再委託してやっている。シルバー人材センター任せではなく指定管理者のコナミ自身が維持管理していく意識を持っていただくように話し合いをして、そうした意識づけをしていきたい。

問： 指定管理者の選定時には、複数業者あった中で良い点数を取ったから現在の業者になっている。そのとおりにやっているかどうかをチェックするのは、所管課の担当である。チェックが足らなかつたと反省し、良い点数をとったそのとおりにやってもらえば、悪い点数のものよりは良いことができるはずだがどうか。

答： コナミには、原点に立ち返って自分たちがやろうとしたことを誠実にやっていただくよう

にこちらから今後指導していきたい。

問： 以前、大会運営者としてきびリアリーナを使用したとき、椅子の下などにファーストフードのごみが多数などがあり、市民ボランティアを含んだ大会運営者側の人間はごみ袋一杯にごみを拾った。運営側で参加した市民ボランティアは、施設状況に失望し、市にもマイナスイメージをもったと思われる。こうした清掃は、市としては借りた者がやるべきという考え方が、それとも指定管理者の責任でやるべきものか。また、総社市スポーツセンター等体育施設維持管理業務基準書には、「随時行う清掃」と記載しているがこの定義は何か。

答： 基準書に、日常清掃、定期清掃、随時行う清掃と記載されているが、非常に曖昧な表現のため、市とコナミのお互い考え方が一致してない部分が今までであった。今回この機会を捉えて、日常とは毎日なのか、1週間に2回なのか3回なのか。また、定期とは、ガラスの窓ふきといった手が届かないところで、2カ月に1回とか3カ月に1回とかを確認したい。さらに、随時ということであれば、大きな大会は3カ月以上前に申し込みができるので、毎月定期的に生涯学習課とコナミがもつ会合のなかで事前把握できるため、管理者側として最低限のやるべきところはやってもらう。また、大きな大会の運営者には、来たときよりも美しくというような感覚を持っていただき、最低限の清掃や片づけをしていただいた後、管理者の方で適切な清掃等を行うということを確認する必要がある。

問： 総社市スポーツセンター等体育施設指定管理者業務水準書には、指定管理者は、施設利用者の利便性と向上等の観点から、定期的にアンケート等により、施設利用者の意見・苦情・満足等を把握し、その結果及び業務改善への反映状況を総社市へ報告することを義務付けているが、その報告を本委員会委員長へ提出して欲しい。

答： 委員長に提出する。

・新市まちづくり計画の変更について

～内容～

法改正により合併特例債を発行できる期間が5年間延長されたため変更しようとする新市まちづくりの計画について調査を行った。

～質疑～

問： 総人口の目標値が旧計画よりも新計画の方が増えている。先般、新聞報道されていたように個人的にも将来減るように推測する。そうなれば、財政計画も変更が生じてくると思うがどうか。

答： 平成 17 年から 22 年は人口は減少に推移しているが、近年の人口推移をみると、堅調に増加している。こうした点と今後の企業誘致などの関係も併せ、将来的には人口推移が上向くのではないかということで、希望的な人口数値として 7 万人としている。財政計画上は、人口が増えれば地方税や市民税等は増加するが、それに伴い交付税は減ってくる。国の政策等によってもかなり変わり、見込みは難しいため、財政計画は現状の数値で見込んでいる。

問： 財政計画の記述の部分に、作成に当たっては新市建設計画に基づく主要事業等を反映すると書いてある。計画にはあるが、実際に動いてない事業がかなりある。今回延長する平成 27 年から 5 年間のなかには、そうした事業は入っているのか、あるいは入っていない場合はどうするつもりか。

答： この中には今まで議会等で議論になった部分、具体的には、学校給食の調理場、あるいは継続中の学校耐震化や一般廃棄物最終処分場を反映している。それ以外の事業については、様々な情勢の中でやれるものはできるだけやっていこうというような考え方である。財政計画上は幾らか余裕をもっており、具体的にはその時点時点での議会の皆様をはじめ、様々な行政需要、あるいは兼ね合いの中で決まってくると考えている。

問： 今後のスケジュールに、7月の清音・山手のまちづくり協議会に諮問、答申とあるが何を諮問するのか。また、協議会にはどのような資料を持っていくのか。

答： 資料は本委員会に今回提出しているものを持っていく。先ほどから申し述べている様々な理由の中で、なかなか答えられるものが出にくいということがあるが、できるだけ協議会の意向に沿えるようなお話ができるように努めてまいりたい。